

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年三月三十日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第三十九号

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第一条 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（平成十八年大阪府規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大阪府気候変動対策の推進に関する 条例施行規則</p> <p>目次 第二章―第五章（略） 第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ない 自動車の普及の促進（第四十五条―第 五十条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大阪府気候変動対策の推進 に関する条例（平成十七年大阪府条例第百号。 以下「条例」という。）の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>（電動車）</p> <p>第二条の二 条例第三条第七項の規則で定める 自動車は、地方税法（昭和二十五年法律第二百 二十六号）第四百九十九条第二項第一号に掲げる 電気自動車並びに同項第三号に規定する赤電 機能付電力併用自動車及び電力併用自動車と する。</p> <p>（特定建築物の規模等）</p> <p>第十九条 条例第十六条第三項の規則で定める 規模は、延べ面積（増築又は改築の場合にあつ ては、当該増築又は改築に係る部分の床面積 （建築基準法施行令第二条第三号に規定する 床面積をいう。以下同じ。）の合計）が二千平 方メートルであるものとする。</p> <p>2 条例第十六条第三項の規則で定める設備は、 次に掲げるものとする。</p> <p>一―六（略）</p> <p>3 条例第十六条第四項の規則で定める非住宅 部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第 五十三号。以下「建築物省エネルギー法」とい う。）第十一条第一項に規定する非住宅部分を いう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令（平成二十八年</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 施行規則</p> <p>目次 第二章―第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大阪府温暖化の防止等に関 する条例（平成十七年大阪府条例第百号。以下 「条例」という。）の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>（特定建築物の規模等）</p> <p>第十九条 条例第十六条第二項の規則で定める 規模は、延べ面積（増築又は改築の場合にあつ ては、当該増築又は改築に係る部分の床面積 （建築基準法施行令第二条第三号に規定する 床面積をいう。以下同じ。）の合計）が二千平 方メートルであるものとする。</p> <p>2 条例第十六条第二項の規則で定める設備は、 次に掲げるものとする。</p> <p>一―六（略）</p> <p>3 条例第十六条第三項の規則で定める非住宅 部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第 五十三号。以下「建築物省エネルギー法」とい う。）第十一条第一項に規定する非住宅部分を いう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令（平成二十八年</p>

国土地交通省令(第一号)第十条第一号に規定する工場等をいう。)の用途に供する建築物の部分を除く。)の床面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。以下この条及び第二十四条において同じ。)の合計が二千平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。

4 条例第十六条第五項及び第六項の規則で定める住宅部分は、建築物の高さが六十メートルを超え、かつ、住宅部分(建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物の住宅部分とする。

5 条例第十六条第六項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。

6 条例第十六条第七項の規則で定める用途は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。)第七条第一項各号に掲げる用途とする。

(電気需給対策報告書の公表)

第三十九条 (略)

一 (略)

二 電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策の実施状況

三 (略)

第四十四条 (略)

第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進

(電気自動車等)

第四十五条 条例第三十五条第二項の規則で定める自動車は、第二条の二に規定する電気自動車及び充電機能付電力併用自動車とする。

(特定販売事業者)

第四十六条 条例第三十六条の新車の販売の実績が相当程度多い者として規則で定める者は、府の区域内に事業所を設置している者であつて、その府の区域内に設置している全ての事業所における前年度において販売した新車の台数の合計が三千台以上であるものとする。

(電動車普及促進計画書の作成等)

第四十七条 条例第三十六条の規定による届出は、電動車普及促進計画書(様式第十六号)を提出して行わなければならない。

2 前項の電動車普及促進計画書は、条例第三十六条の規定による届出の日の属する年度の期間(以下「普及計画期間」という。)の計画について作成しなければならない。

国土地交通省令(第一号)第十条第一号に規定する工場等をいう。)の用途に供する建築物の部分を除く。)の床面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。以下この条及び第二十四条において同じ。)の合計が二千平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。

4 条例第十六条第四項及び第五項の規則で定める住宅部分は、建築物の高さが六十メートルを超え、かつ、住宅部分(建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物の住宅部分とする。

5 条例第十六条第五項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。

6 条例第十六条第六項の規則で定める用途は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。)第七条第一項各号に掲げる用途とする。

(電気需給対策報告書の公表)

第三十九条 (略)

一 (略)

二 電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策の実施状況

三 (略)

第四十四条 (略)

3| ~~条例第三十六条の規定による届出は、特定販売事業若に該当する年度の七月末日までに行わなければならない。~~

~~(電動車普及促進計画書の記載事項)~~

~~第四十八条 条例第三十六条第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。~~

2| ~~条例第三十六条第四号の規則で定める事項は、普及計画期間とする。~~

~~(電動車普及実績報告書の届出等)~~

~~第四十九条 条例第三十七条第一項の規定による届出は、電動車普及実績報告書(様式第十七号)を提出して行わなければならない。~~

2| ~~前項の電動車普及実績報告書は、普及計画期間における条例第三十七条第一項に規定する取組及び実績について作成しなければならない。~~

3| ~~条例第三十七条第一項の規定による届出は、電動車普及促進計画書を提出した年度の翌年度の七月末日までに行わなければならない。~~

~~(電動車普及実績報告書の公表)~~

~~第五十条 条例第三十七条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。~~

~~一 条例第三十六条第一号に掲げる事項~~

~~二 電動車の普及の促進のために行った取組の実施状況~~

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第2号（第9条関係）

氏名等変更届出書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名	〔法人にあつては、名称及び 代表者の氏名〕
<p>大阪府気候変動対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所	
変更内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第1号（第4条関係）

対策計画書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名	〔法人にあつては、名称及び 代表者の氏名〕
<p>大阪府気候変動対策の推進に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
特定事業者の主たる業種	<input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		
事業所の名称及び所在地		
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策		
温室効果ガスの排出の抑制に関する目標		
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

様式第4号（第13条関係）

実績報告書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名	〔法人にあつては、名称及び 代表者の氏名〕
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
特定事業者の主たる業種	<input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
該当する特定事業者の要件		
事業の概要		
事業所の名称及び所在地		
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策の実施状況		
温室効果ガスの排出の抑制に関する目標の達成状況		
連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号（第10条関係）

変更対策計画書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名	〔法人にあつては、名称及び 代表者の氏名〕
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
特定事業者の主たる業種	<input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
該当する特定事業者の要件		
変更年月日	年 月 日	
変更後の事業の概要		
事業所の名称及び所在地		
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策		
温室効果ガスの排出の抑制に関する目標		
計画期間	年 月 日	年 月 日
	部署名	
	電話番号	
連絡先	電子メール	
	アドレス	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">大阪府気候変動対策の推進に関する条例 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">身分証明書 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>	改正後
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">大阪府温暖化の防止等に関する条例 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">身分証明書 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>	改正前

様式第5号 (第18条関係)

様式第5号 (第18条関係)

上記の者は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例第14条第2項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。

上記の者は、大阪府温暖化の防止等に関する条例第14条第2項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。

様式第6号（第20条関係）

建築物環境計画書
（第一面）

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

氏名

（略）

- 1 大阪府気候変動対策の推進に関する条例第16条第3項の再生可能エネルギー源を利用する設備の導入検討結果

様式第6号（第20条関係）

建築物環境計画書
（第一面）

大阪府温暖化の防止等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

氏名

（略）

㊟

- 1 大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条第2項の再生可能エネルギー源を利用する設備の導入検討結果

(第二面) (略)

(第三面) (略)

(略)

2 大阪府気候変動対策の推進に関する条例第16条第4項から第6項までに規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

(略)

【条例第16条第8項の規定による評価の結果】 別添のとおり

備考1 (略)

2 (略)



(第二面) (略)

(第三面) (略)

(略)

2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条第3項から第5項までに規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

(略)

【条例第16条第7項の規定による評価の結果】 別添のとおり

備考1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、
押印を省略することができます。

2 (略)

3 (略)



様式第 8 号 (第25条関係)

建築物工事取りやめ届出書

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第19条第1項の規定により、次のおり届け出ます。

(略)

氏名

(略)

(略)

備考 1 (略)
2 (略)

様式第 7 号 (第23条関係)

建築物環境計画書変更届出書

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第18条第1項又は第2項の規定により、次のおり届け出ます。

(略)

氏名

(略)

(略)

備考 1 (略)
2 (略)

様式第 8 号 (第25条関係)

建築物工事取りやめ届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第19条第1項の規定により、次のおり届け出ます。

(略)

氏名

(略)

(略)

備考 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 (略)
3 (略)

様式第 7 号 (第23条関係)

建築物環境計画書変更届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第18条第1項又は第2項の規定により、次のおり届け出ます。

(略)

氏名

(略)

(略)

備考 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 (略)
3 (略)

様式第10号 (第30条関係)

建築物環境性能表示届出書	
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第23条第1項の規定により、 次のおり届け出ます。	
(略)	氏名
(略)	氏名
備考1 (略)	(略)
2 (略)	(略)

様式第9号 (第27条関係)

建築物工事完了届出書	
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第20条第1項の規定により、 次のおり届け出ます。	
(略)	氏名
(略)	氏名
備考1 (略)	(略)
2 (略)	(略)

様式第10号 (第30条関係)

建築物環境性能表示届出書	
大阪府温暖化の防止等に関する条例第23条第1項の規定により、次のと おり届け出ます。	
(略)	氏名
(略)	氏名
備考1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自 署で行う場合は、押印を省略することができます。	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

様式第9号 (第27条関係)

建築物工事完了届出書	
大阪府温暖化の防止等に関する条例第20条第1項の規定により、次のと おり届け出ます。	
(略)	氏名
(略)	氏名
備考1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自 署で行う場合は、押印を省略することができます。	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

様式第12号 (第36条関係)

電気需給対策計画書 (略)		氏名 (略)
大阪府気候変動対策の推進に関する <u>条例第30条第1項</u> の規定により、 次のとおり届け出ます。		
(略)		
府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策についての計画		

様式第11号 (第32条関係)

建築物環境性能表示変更届出書		
大阪府気候変動対策の推進に関する <u>条例第24条第1項</u> の規定により、 次のとおり届け出ます。		
(略)	氏名 (略)	(略)
備考 1 (略)		
2 (略)		

様式第12号 (第36条関係)

電気需給対策計画書 (略)		氏名 (略)	印
大阪府温暖化の防止等に関する <u>条例第30条第1項</u> の規定により、次の とおり届け出ます。			
(略)			
府の区域内に係る電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策についての計画			

様式第11号 (第32条関係)

建築物環境性能表示変更届出書		
大阪府温暖化の防止等に関する <u>条例第24条第1項</u> の規定により、次のと おり届け出ます。		
(略)	氏名 (略)	印
備考 1 (略)	氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自 署で行う場合は、押印を省略することができます。	
2 (略)		
3 (略)		

様式第13号 (第38条関係)

電気需給対策報告書 (略)		氏名 (略)
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
(略)		
府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策		

(略)

備考 (略)

様式第13号 (第38条関係)

電気需給対策報告書 (略)		氏名 (略)	印
大阪府温暖化の防止等に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
(略)			
府の区域内に係る電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策			

(略)

備考

- 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 (略)

(略)

備考 (略)

(略)

備考

- 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 (略)

様式第14号 (第41条関係)

発電設備計画書 (略)	氏名
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
(略)	

備考 (略)

様式第14号 (第41条関係)

発電設備計画書 (略)	氏名	印
大阪府温暖化の防止等に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
(略)		

備考

- 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 (略)

様式第十五号の次に次の二様式を加える。

<p>様式第15号 (第43条関係)</p> <p>事後調査結果報告書 (略)</p> <p>氏名</p> <p>大阪府気候変動対策の推進に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>様式第15号 (第43条関係)</p> <p>事後調査結果報告書 (略)</p> <p>氏名 印</p> <p>大阪府温暖化の防止等に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第二条 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

様式第17号（第49条関係）

電動車普及実績報告書 大阪府知事 様 届出者 住所 氏名 [法人にあっては、名称及び 代表者の氏名] 年 月 日 大阪府気候変動対策の推進に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
電動車の普及の促進のために 行った取組	
新車の販売の実績	
普及計画期間 年 月 日～年 月 日	
連絡先 部署名 電話番号 電子メールアドレス	
※整理番号 年 月 日	※受理年月日 年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第16号（第47条関係）

電動車普及促進計画書 大阪府知事 様 届出者 住所 氏名 [法人にあっては、名称及び 代表者の氏名] 年 月 日 大阪府気候変動対策の推進に関する条例第36条の規定により、次のとおり届け出ます。	
事業所の名称及び所在地	
電動車の普及の促進のために行う取組	
普及計画期間 年 月 日～年 月 日	
連絡先 部署名 電話番号 電子メールアドレス	
※整理番号 年 月 日	※受理年月日 年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二章 事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化 (第三条―第十八条)</p> <p>第三章―第五章 (略)</p> <p>第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大 (第四十五条―第五十四条)</p> <p>第七章 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進 (第五十五条―第六十一条)</p> <p>附則</p> <p>第二章 事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化</p> <p>(特定事業者)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号)第四条各号に掲げる自動車(府内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下「特定自動車」という。)を三十台以上使用する事業者(ロに掲げる者を除く。)</p> <p>ロ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を主たる事業として営む者であつて、特定自動車を七十五台以上使用するもの</p> <p>(対策計画書の作成等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の対策計画書は、条例第七条第一項に規定する気候変動対策指針に基づき、条例第九条第一項の規定による届出の日の属する年度から令和十二年度までの期間(以下「計画期間」という。)の計画について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第九条第一項の規定による届出は、前条各号に掲げる者に該当することとなつた年度(令和五年四月一日において前条各号に掲げる者に該当している場合にあつては、令和五年)の九月末日までに行わなければならない。</p> <p>4 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前項の届出の期限を延期することができる。</p> <p>第五条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化 (第三条―第十八条)</p> <p>第三章―第五章 (略)</p> <p>第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進 (第四十五条―第五十条)</p> <p>附則</p> <p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化</p> <p>(特定事業者)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号)第四条各号に掲げる自動車(府内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下「特定自動車」という。)を百台以上使用する事業者(ロに掲げる者を除く。)</p> <p>ロ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を主たる事業として営む者であつて、特定自動車を二百五十台以上使用するもの</p> <p>(対策計画書の作成等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の対策計画書は、条例第七条第一項に規定する温暖化対策指針に基づき、条例第九条第一項の規定による届出の日の属する年度を初年度とする三年度の期間(以下「計画期間」という。)の計画について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第九条第一項の規定による届出は、前条各号に掲げる者に該当することとなつた年度(条例第九条第一項又は第十条第二項の規定による届出をしている場合にあつては、当該届出に係る計画期間の最終年度の翌年度)の九月末日までに行わなければならない。</p> <p>(対策計画書の届出に係る期間)</p> <p>第五条 条例第九条第一項の規則で定める期間は、三年とする。</p>

(対策計画書の記載事項)

第六条 条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。ただし、第三条第三号のみに該当する者が設置している事業所にあつては、特定自動車を使用する事業所とする。

(特定事業者以外の事業者の対策計画書の作成等)

第七条 条例第九条第二項の規定による届出は、対策計画書(様式第一号)又は対策計画書(特定事業者以外の事業者用)(様式第一号の二)を提出して行わなければならない。

2 第四条第二項の規定は、条例第九条第二項の規定による届出について準用する。

(対策計画書の公表)

第八条 条例第九条第四項(条例第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、条例第九条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項について、次に掲げる方法により行うものとする。

一・二 (略)

(対策計画書の変更の届出)

第九条 条例第十条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を変更した日以後速やかに、氏名等変更届出書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

第十条 条例第十条第二項(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、変更(廃止・休止・再開)届出書(様式第三号)を提出して行わなければならない。

(届出を要しない変更)

第十一条 (略)

一 条例第九条第一項第五号に規定する目標の変更を要しない場合における同項第四号に規定する対策の変更

二 前号に掲げるもののほか、知事が届出を要しないと認める変更

(対策計画書の記載事項)

第六条 条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。ただし、第三条第三号のみに該当する者が設置している事業所にあつては、当該事業所の建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第二条第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)が三百平方メートル以上の事業所とする。

第七条 条例第九条第一項第六号の規則で定める事項は、計画期間とする。

(対策計画書の公表)

第八条 条例第九条第二項(条例第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、条例第九条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに前条に規定する事項について、次に掲げる方法により行うものとする。

一・二 (略)

(対策計画書の変更の届出)

第九条 条例第十条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を変更した日から三十日以内に、氏名等変更届出書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

2 条例第十条第一項の規定による届出は、計画期間内に生じた同項の変更について行わなければならない。

第十条 条例第十条第二項の規定による届出は、変更対策計画書(様式第三号)を提出して行わなければならない。

2 第四条第二項の規定は、条例第十条第二項の規定による届出について準用する。

第十一条 条例第十条第二項の規則で定める時期は、条例第九条第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする日の前日とする。

(届出を要しない変更)

第十二条 (略)

一 事業の変更により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が十パーセントを超えない場合における当該変更

二 計画期間内において、事業の変更により第三条第一号若しくは第二号に規定する原油換算エネルギー使用量の数値又は同条第三号イ若しくはロに規定する特定自動車の台数に満たないこととなった場合で、計画期間の末日までその状態が継続すると知事が認

(実績報告書の届出等)

第十二条 (略)

2 前項の実績報告書は、条例第七条第一項に規定する気候変動対策指針に基づき、前年度の条例第十一条第二項に規定する対策の結果について作成しなければならない。

3 (略)

4 第四条第四項の規定は、前項の届出の期限について準用する。

(特定事業者以外の事業者の実績報告書の届出等)

第十三条 条例第十一条第二項の規定による届出は、実績報告書(様式第四号)又は実績報告書(特定事業者以外の事業者用)(様式第四号の二)を提出して行わなければならない。

2 実績報告書は、条例第七条第一項に規定する気候変動対策指針に基づき、前年度の条例第十一条第二項に規定する対策の結果について作成しなければならない。

3 前条第三項の規定は、条例第十一条第二項の規定による届出について準用する。

(実績報告書を届け出る期間)

第十四条 条例第十一条第一項又は第二項の規則で定める年度は、条例第九条第一項又は第二項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度から計画期間の終了する年度の翌年度までの各年度とする。

(実績報告書の公表)

第十五条 条例第十一条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 (略)
- 二 事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況
- 三 事業活動に係る温室効果ガスの排出の削減に関する目標の達成状況

(対策計画書等の評価)

第十六条 条例第十二条第一項の評価は、条例第十一条第一項又は第二項の規定による届出があった後、行うものとする。

(特定建築物の規模等)

第十九条 条例第十六条第三項の規則で定める規模は、延べ面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第二条第三号に規定する床面積をい

めるときにおける当該変更

(実績報告書の届出等)

第十三条 (略)

2 前項の実績報告書は、条例第七条第一項に規定する温暖化対策指針に基づき、前年度の条例第十一条第一項に規定する対策の結果について作成しなければならない。

3 (略)

4 条例第十条第二項の規定による変更対策計画書の届出をした者は、当該届出をした日の属する年度に係る条例第十一条第一項の規定による届出をすることを要しない。

5 条例第十一条第一項の規定による届出は、計画期間内に行つた同項に規定する対策の結果について行わなければならない。

(実績報告書を届け出る期間)

第十四条 条例第十一条第一項の規則で定める年度は、条例第九条第一項又は第十条第二項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度から計画期間の終了する年度の翌年度までの各年度とする。

(実績報告書の公表)

第十五条 条例第十一条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 (略)
- 二 事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策の実施状況
- 三 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標の達成状況

(対策計画書等の評価の時期)

第十六条 条例第十二条第一項の評価は、計画期間の最終年度の翌年度において条例第十一条第一項の規定による届出があった後、行うものとする。

(特定建築物の規模等)

第十九条 条例第十六条第三項の規則で定める規模は、延べ面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積(建築基準法施行令第二条第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。)の合計)が二千平

う。以下同じ。)の合計)が二千平方メートルであるものとする。

2-6 (略)

第四十四条 (略)

第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大

(再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成等)

第四十五条 条例第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項及び第三項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六第一項並びに第四十一条第五号の規則で定める単位は、キロワット時とする。

2 条例第三十四条の二第一項の規則で定めるエネルギーは、次の各号に掲げるエネルギー源を利用したものをいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 バイオマス

七 前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるものとして知事が別に定めるもの

第四十六条 条例第三十四条の三第一項の規定による届出は、再生可能エネルギー等供給拡大計画書兼再生可能エネルギー等供給実績報告書(様式第十六号)を提出して行わなければならない。

2 再生可能エネルギー等供給拡大計画書は、条例第三十四条の二第一項に規定する再生可能エネルギー等供給拡大指針に基づき、条例第三十四条の三第一項の規定による届出の日の属する年度について作成しなければならない。

3 条例第三十四条の三第一項の規定による届出は、毎年八月末日までに行わなければならない。

4 第四條第四項の規定は、前項の届出の期限について準用する。

(再生可能エネルギー等供給拡大計画書の公表)

第四十七条 条例第三十四条の三第二項(条例第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、条例第三十四条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項について、第八條各号に掲げる方法により行うものとする。

(再生可能エネルギー等供給拡大計画書の変更の届出)

第四十八条 条例第三十四条の四第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を変更した日以後速やかに、氏名等変更届出書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

方メートルであるものとする。

2-6 (略)

第四十四条 (略)

第四十九条 条例第三十四条の四第二項の規定による届出は、再生可能エネルギー等供給拡大計画変更（廃止・休止・再開）届出書（様式第十七号）を提出して行わなければならない。

（再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出）

第五十条 条例第三十四条の五第一項の規定による届出は、再生可能エネルギー等供給拡大計画書兼再生可能エネルギー等供給実績報告書（様式第十六号）を提出して行わなければならない。

2 再生可能エネルギー等供給実績報告書は、条例第三十四条の二第二項に規定する再生可能エネルギー等供給拡大指針に基づき、前年度の条例第三十四条の五第一項に規定する対策の結果について作成しなければならない。

3 条例第三十四条の五第一項の規定による届出は、毎年八月末日までに行わなければならない。

4 第四条第四項の規定は、前項の届出の期限について準用する。

（再生可能エネルギー等供給実績報告書を届け出る期間）

第五十一条 条例第三十四条の五第一項の規則で定める年度は、条例第三十四条の三第一項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度とする。

（再生可能エネルギー等供給実績報告書の公表）

第五十二条 条例第三十四条の五第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 条例第三十四条の三第一項第一号に掲げる事項
- 二 条例第三十四条の三第一項第三号に規定する対策の実施状況及び目標の達成状況
- 三 条例第三十四条の三第一項第四号に規定する対策の実施状況及び目標の達成状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評価）

第五十三条 条例第三十四条の六第一項の評価は、条例第三十四条の五第一項の規定による届出があつた後、行うものとする。

（再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評価の公表）

第五十四条 条例第三十四条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 条例第三十四条の三第一項第一号に掲げる事項
- 二 条例第三十四条の六第一項の評価の結果

第五十五条 (略)

(自動車環境情報)

第五十六条 条例第三十五条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 燃料の種類別
- 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百七条第一号イに規定するエネルギー消費効率
- 三 前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の排出の量の低減に寄与する事項

第五十七条 (略)

(電動車普及促進計画書の作成等)

第五十八条 条例第三十六条の規定による届出は、電動車普及促進計画書(様式第十八号)を提出して行わなければならない。

2・3 (略)

第五十九条 (略)

(電動車普及実績報告書の届出等)

第六十条 条例第三十七条第一項の規定による届出は、電動車普及実績報告書(様式第十九号)を提出して行わなければならない。

2・3 (略)

第六十一条 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 (略)

(電動車普及促進計画書の作成等)

第四十七条 条例第三十六条の規定による届出は、電動車普及促進計画書(様式第十六号)を提出して行わなければならない。

2・3 (略)

第四十八条 (略)

(電動車普及実績報告書の届出等)

第四十九条 条例第三十七条第二項の規定による届出は、電動車普及実績報告書(様式第十七号)を提出して行わなければならない。

2・3 (略)

第五十条 (略)

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第4条、第7条関係)

対策計画書 大阪府知事 様 届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 第9条第1項 第9条第2項 の規定により、次のとおり届出ます。		年 月 日
大阪府気候変動対策の推進に関する条例 第9条第1項 第9条第2項	<input type="checkbox"/> 年度当たりのエネルギー使用量が1,500kL以上の事業者(大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第1号に該当する者)	該当する特定事業者の要件 事業者の主たる業種 主たる業種が複数ある場合のその他の業種
	<input type="checkbox"/> 連鎖化事業者のうち、年度当たりのエネルギー使用量が1,500kL以上の事業者(規則第3条第2号に該当する者)	
	<input type="checkbox"/> 特定自動車30台以上使用する者(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては75台以上使用する者)(規則第3条第3号イ又はロに該当する者)	
事業の概要		
事業所の名称及び所在地		
気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策		
温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標		
計画期間		
連絡先	部署名 電話番号 電子メールアドレス	
※整理番号	※受理年月日 年 月 日 備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。	

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第2号 (第9条、第48条関係)

氏名等変更届出書
(略)

第10条第1項
第34条の4第1項

大阪府気候変動対策の推進に関する条例
の規定により、次のとおり届け出ます。

備考 (略)

改正後

様式第2号 (第9条関係)

氏名等変更届出書
(略)

大阪府気候変動対策の推進に関する条例第10条第1項の規定に
より、次のとおり届け出ます。

備考 (略)

改正前

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

様式第1号の2 (第7条関係)

大阪府知事様	届出者住所氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]	年 月 日
対策計画書 (特定事業者以外の事業者用)		
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
事業者の主たる業種		
事業の概要		
主たる業種が複数ある場合のその他の業種		
事業所の名称及び所在地		
気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策		
温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標		
計画期間		
部署名	電話番号	電子メールアドレス
連絡先	電話番号	電子メールアドレス
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第12条、第13条関係）

実績報告書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
大阪府気候変動対策の推進に関する条例 第11条第1項 第11条第2項 第11条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。		
該当する特定事業者の要件	<input type="checkbox"/> 年度当たりのエネルギー使用量が1,500kL以上の事業者（大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号に該当する者） <input type="checkbox"/> 連鎖化事業者のうち、年度当たりのエネルギー使用量が1,500kL以上の事業者（規則第3条第2号に該当する者） <input type="checkbox"/> 特定自動車を30台以上使用する者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては75台以上使用する者）（規則第3条第3号イ又はロに該当する者）	
事業の概要	事業者の主たる業種	
事業所の名称及び所在地	主たる業種が複数ある場合のその他の業種	
気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況		
温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標の達成状況		
連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号（第10条関係）

変更（廃止・休止・再開）届出書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
大阪府気候変動対策の推進に関する条例 第10条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。		
変更内容	<input type="checkbox"/> 事業の概要の変更（大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項第3号に係る変更） <input type="checkbox"/> 事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の変更（条例第9条第1項第4号に係る変更） <input type="checkbox"/> 事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標の変更（条例第9条第1項第5号に係る変更）	
変更（廃止・休止・再開）年月日	年 月 日	
連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第5号 (第18条関係)

(表)

身分証明書 (略)
(略)

改正後

様式第5号 (第18条関係)

(表)

身分証明書 (略)
(略)

改正前

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

様式第4号の2 (第13条関係)

大阪府知事 様	届出者 住所 氏名 [法人にあつては、名称及び 代表者の氏名]	年 月 日
実績報告書 (特定事業者以外の事業者用)		
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
事業の概要	事業者の主たる業種	
主たる業種が複数ある場合のその他の業種		
事業所の名称及び所在地 気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況 温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標の達成状況		
連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※整理番号	※受理年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第18号 (第58条関係) (略)

(裏)

様式第19号 (第60条関係) (略)

(略)

第14条 知事は、特定事業者等が気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者等に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言を行うものとする。

2 知事は、第8条から前条まで及び前項の規定の実施に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事業所に立ち入り、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況若しくは施設、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(略)

様式第16号 (第47条関係) (略)

(裏)

様式第17号 (第49条関係) (略)

(略)

第14条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者等に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 知事は、第8条から前条まで及び前項の規定の実施に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事業所に立ち入り、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策の実施状況若しくは施設、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(略)

様式第十五号の次に次の二様式を加える。

（経過措置）
1 この規則中、第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。
（施行期日）

附 則

様式第17号（第49条関係）

再生可能エネルギー等供給拡大計画変更（廃止・休止・再開）届出書		年	月	日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第34条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
変更（廃止・休止・再開）年月日	年	月	日	
変更内容	<input type="checkbox"/> 小売供給を行う電気の供給に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策についての計画及び当該対策により達成すべき目標の変更（大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第34条の3第1項第3号に係る変更） <input type="checkbox"/> 小売供給を行う電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策についての計画及び当該対策により達成すべき目標の変更（条例第34条の3第1項第4号に係る変更）			
連絡先	部署名			
	電話番号			
	電子メールアドレス			
※整理番号	※受理年月日	年	月	日

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第16号（第46条、第50条関係）

再生可能エネルギー等供給拡大計画兼再生可能エネルギー等供給実績報告書		年	月	日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第34条の3第1項第34条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。				
再生可能エネルギー等供給拡大計画	対象年度			
	小売供給を行う電気（以下「小売電気」という。）に係る温室効果ガスの排出及び再生可能エネルギーの供給の状況			
	再生可能エネルギー等供給拡大計画			
	再生可能エネルギー等供給の実績			
	小売供給を行う電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策の計画及び目標			
	小売供給を行う電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策の実施状況及び目標の達成状況			
連絡先	部署名			
	電話番号			
	電子メールアドレス			
※整理番号	※受理年月日	年	月	日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。